

# 第30回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 事業報告

新株予約権等の状況  
業務の適正を確保するための体制及び  
当該体制の運用状況

## 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

## 計算書類

株主資本等変動計算書  
個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 株式会社ウイルテック

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.willtec.jp/ir/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

### 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第 5 回 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2018年3月30日	2019年3月28日
新 株 予 約 権 の 数	35,000個	70,900個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 175,000株 (新株予約権1個につき5株)	普通株式 354,500株 (新株予約権1個につき5株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権1個当たり 1,320円 (1株当たり264円)	新株予約権1個当たり 4,400円 (1株当たり880円)
権 利 行 使 期 間	2020年4月1日から 2028年3月30日まで	2021年4月1日から 2028年3月31日まで

		第 5 回 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権	
行 使 の 条 件		<p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 各新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>③ 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>④ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使するものができるものとする。</p> <p>⑤ 新株予約権（当社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む）の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えないこと。</p> <p>⑥ 権利行使により取得した当社の普通株式は、次条第2項により当社が別途指定する証券会社に開設される新株予約権者名義の振替口座簿への記載もしくは記録がされること。</p> <p>⑦ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p>	<p>① 当社株式が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>② 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合と取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>③ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ 本新株予約権者が死亡した場合で、取締役会が相当と認めたときは、その相続人が本新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>⑤ 本新株予約権の割当日である2019年3月29日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日までの間は、本件新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡しないものとする。</p>	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等 委員) を 除 く	取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数 35,000個 目的となる株式数 175,000株 保有者数 3人	新株予約権の数 11,000個 目的となる株式数 55,000株 保有者数 5人
		社 外 取 締 役	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 人	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 人
	取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 人	新株予約権の数 3,000個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 3人	

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及びその子会社から成る企業集団(以下「ウイルテックグループ」という。)の業務の適正性を確保し、企業理念実現に向けた経営基盤を構築するため、関連諸法令等を踏まえ、以下のとおり「グループ基本方針」を定めております。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹におき、ウイルテックグループに於ける従業員のコンプライアンスの取組みについて必要な事項を定めたコンプライアンス規程を定め、徹底と継続的改善を図るため、代表取締役社長が指名した者を委員長として「コンプライアンス委員会」を設置し、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理に係る方針を定め、コンプライアンス体制の維持、向上を図ります。
- 2) 当社はウイルテックグループに於ける法令違反行為、その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と未然防止を図ることを目的としてグループ内部通報制度を整備し、内部通報窓口を設置して問題の早期発見と是正を図ります。
- 3) 当社の内部監査部門は、ウイルテックグループに於ける法令の遵守、倫理観の醸成及び全社的なリスク管理の状況を監査し、これらの活動を社長へ報告し、監査時の課題や問題等について情報の共有を図るため、監査等委員会と情報連絡会を開催します。

#### ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会及び経営会議を定期的を開催し、経営の執行方針、経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督します。また、取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程、業務分掌規程等の社内規程を整備し、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築し、グループウェアの決裁システム導入により意思決定の迅速化を図ります。

#### ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は法令・社内規程に基づき文書等の保存を行います。また、情報セキュリティ管理規程、個人情報管理規程、特定個人情報等管理規程を定め、適切な情報の管理を行います。

#### ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、ウイルテックグループの経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築するための方針を経営危機管理規程に規定し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識します。また、経営危機の発生時、直ちに社長が対策本部を設置し、統括して危機管理にあたり、直後の取締役会へ報告します。

- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は、当社及びウイルテックグループの基本活動の策定に於ける基本事項を経営活動基本規程に定め、その遂行により会社利益の増大を図るとともに法令遵守及び高い倫理観と良識ある行動により社会から信頼、評価されるように努め、会社の安定と永続的な発展に資することを目的とします。
  - 2) 当社は、ウイルテックグループとしてのC S R基本方針、環境方針、行動規範を定め、コンプライアンスや情報セキュリティ等の理念の統一を保持します。
  - 3) 当社は、ウイルテックグループの発展と相互の利益の促進のため、ウイルテックグループに関する管理方針、管理組織について定めることを目的に関係会社管理規程を定め、ウイルテックグループの管理に関する業務については、社長及び社長が任命する管理担当者が担当し、実務については各担当部署が行います。管理担当者は、ウイルテックグループを管理するため定められた経営・財務等に関する業務を処理するほか、ウイルテックグループに関する最新の情報を収集して整理保管し、必要に応じてその情報を関係者に提供します。ウイルテックグループの経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とするとともに、重要な意思決定については当社承認事項とすることで、適切な経営管理を行います。
  - 4) 当社が設置する内部通報窓口は、国内外ウイルテックグループ全ての役員及び使用人が利用可能とし、ウイルテックグループにおける法令違反行為、その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図ります。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 1) ウイルテックグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
  - 2) ウイルテックグループ各部門自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。
- ⑦ 内部監査の実効性を確保するための体制
- 当社は、ウイルテックグループ会社各部門の内部監査の実効性を確保するため、被監査組織に対して独立したウイルテックグループの内部監査に関する統括部署を設置するとともに、ウイルテックグループの内部監査に関する基本方針を定め、必要な体制を整備します。
- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の招集事務、議事録の作成、その他監査等委員会運営に関する事務は監査等委員スタッフ等の監査等委員の職務を補助すべき使用人がこれにあたります。
  - 2) 監査等委員会の補助すべき使用人の人事異動及び考課等、人事権に係る事項の決定については、予め常勤監査等委員に同意を求めることによって、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保します。

- ⑨ 監査等委員会への報告及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議のほか監査等委員が必要と判断した会議又は委員会等に出席し、報告を受けます。
  - 2) 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、監査等委員会が求める重要な事項について、速やかに監査等委員会に報告を行います。
  - 3) 取締役（監査等委員を除く）、使用人及びウイルテックグループの役職員は、ウイルテックグループ内の各種社内会議で業務執行に関し、監査等委員会にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行います。
  - 4) 監査等委員会は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ使用人との連絡会を開催し報告を受けることができます。
  - 5) 使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応します。
  - 6) 監査等委員会に報告・相談を行った取締役（監査等委員を除く）及び使用人もしくはウイルテックグループの役職者に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止します。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員会は、監査費用の予算、選定監査等委員が行う職務の遂行に関する事項など監査等委員がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項について決議します。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査等委員会は、策定した「監査等委員会監査等基準」に定める監査等委員会監査の重要性、有用性を十分認識し、監査等委員会監査の環境整備を行います。
  - 2) 監査等委員会は、取締役及び支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況の調査をする選定監査等委員を定め、監査への協力を指示することができます。
  - 3) 監査等委員会は、ウイルテックグループ各社に対して事業の報告を求め、又はそのウイルテックグループ各社の業務及び財産の状況の調査を行う選定監査等委員を定め、監査への協力を指示することができます。
  - 4) 監査等委員会は会計監査人に対して、その監査に関する事項の報告を求める選定監査等委員を定め、業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ります。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 業務執行の効率性の向上に関する取組み

原則月1回開催する取締役会と経営会議に加え、グループ会社とのグループ報告会を毎月開催し、当社グループ全体の業務執行についての効率性向上と迅速化を図りました。

### ② コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンス規程に則り、コンプライアンス委員会を設置し、体制の構築、整備を行いました。また、CSRや安全衛生の継続的な研修の実施により、コンプライアンス意識の醸成を図っております。

社内通報規程に基づき社内通報制度を運用しており、問題の早期発見と改善処置に取り組んでおります。

### ③ 内部監査に関する取組み

内部監査室が、年間の監査計画に基づき当社各部門及び国内外のグループ会社について内部監査を実施しました。

### ④ 監査等委員会に関する取組み

監査等委員は、取締役会のほか、重要会議に出席し、業務執行状況の報告を受け、内容につき監督を行いました。グループ会社への監査活動として、四半期レビューを実施しました。また、海外グループ会社の視察報告を受け、内容につき監督を行いました。その他、内部統制システム基本方針の内容を審議しました。

### ⑤ 損失の危険の管理に関する取組みの状況

経営危機管理規程に基づく体制を構築し、事故や災害等の企業価値を損なうような不測の危機に対応出来るようにしています。

情報セキュリティ管理規程を制定し、情報セキュリティ委員会を立ち上げ、会議を2ヶ月に1回開催し、情報システムに関する情報セキュリティ等について審議しました。

自然災害発生時の対応として、安全衛生委員会が主導し、当社グループ全体で年2回の避難訓練を実施しました。

### 連結株主資本等変動計算書

(自：2021年4月1日)  
(至：2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	126	829	5,926	-	6,881	△1	△2	△3	6,877
当期変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	10	10			21			-	21
剰余金の配当			△237		△237			-	△237
親会社株主に帰属する 当期純利益			292		292			-	292
自己株式の取得				△124	△124			-	△124
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-	4	△4	0	0
当期変動額合計	10	10	54	△124	△48	4	△4	0	△47
当期末残高	136	840	5,980	△124	6,833	3	△6	△3	6,830

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

株式会社ワット・コンサルティング

株式会社パートナー

デバイス販売テクノ株式会社

株式会社サザンプラン

株式会社ウイルハーツ

WILLTEC VIETNAM Co., Ltd.

WILLTEC MYANMAR Co., Ltd.

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

### 2. 連結範囲の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 3. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連会社数 1社

主要な会社名

電子・機械部品製造事業協同組合

#### (2) 持分法適用会社の決算日は連結決算日と一致しております。

### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度において、WILLTEC MYANMAR Co., Ltd.は決算日を9月30日から3月31日に変更しております。

## 5. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### イ. 有価証券

##### (イ) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### ロ. 棚卸資産

原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

##### (イ) 商品及び製品 総平均法又は個別原価法

##### (ロ) 仕掛品 総平均法又は個別原価法

##### (ハ) 原材料 総平均法又は先入先出法

##### (ニ) 貯蔵品 最終仕入原価法又は先入先出法

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 : 3年～50年

機械装置 : 2年～10年

その他 : 1年～15年

#### ロ. 無形固定資産（のれんを除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、顧客関連資産については8年、受注残については1年で均等償却しております。

## ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 二. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間（7～10年）にわたり均等償却しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社及び一部の国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 賞与引当金

当社及び一部の国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

一部の国内連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

一部の国内連結子会社は、過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により案分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

イ. マニュファクチャリングサポート事業

業務請負契約

主に製造系企業からの業務請負であり、履行義務は、主として顧客へ物を引き渡した時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断しているため、具体的には、顧客に物を納品した時点で収益を認識しております。

履行義務充足後の通常の支払条件は、概ね1ヵ月以内に決済されており、重要な金融要素はありません。

人材派遣契約

主に製造系企業への人材の派遣であり、履行義務は、契約期間にわたり労働者を供給することであり、当該履行義務は、派遣人員の派遣期間の稼働実績に応じて充足されるものであり、収益は、当該履行義務が充足される期間において、人材派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

履行義務充足後の通常の支払条件は、概ね1ヵ月以内に決済されており、重要な金融要素はありません。

ロ. コンストラクションサポート事業

人材派遣契約

主に建設系企業への技術者の派遣であり、履行義務は、契約期間にわたり労働者を供給することであり、当該履行義務は、派遣人員の派遣期間の稼働実績に応じて充足されるものであり、収益は、当該履行義務が充足される期間において、人材派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

履行義務充足後の通常の支払条件は、概ね1ヵ月以内に決済されており、重要な金融要素はありません。

ハ. ITサポート事業

人材派遣契約

IT技術に特化した人材の派遣であり、履行義務は、契約期間にわたり労働者を供給することであり、当該履行義務は、派遣人員の派遣期間の稼働実績に応じて充足されるものであり、収益は、当該履行義務が充足される期間において、人材派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

履行義務充足後の通常の支払条件は、概ね1ヵ月以内に決済されており、重要な金融要素はありません。

二. EMS事業

製造受託契約及び電子部品販売契約

電子機器等の製造受託及び電子部品の販売であり、契約の定めに基づき顧客へ製品を引き渡した時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断しているため、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。

なお、製品の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内取引において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、着荷時に収益を認識しております。

履行義務充足後の通常の支払条件は、概ね3ヵ月以内に決済されており、重要な金融要素はありません。

## 6. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる、当連結会計年度に係る連結計算書類に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、当連結会計年度に係る連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

902百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注1)	6,271,000	70,000	—	6,341,000
合計	6,271,000	70,000	—	6,341,000
自己株式				
普通株式 (注2)	—	80,067	—	80,067
合計	—	80,067	—	80,067

(注1) 発行済株式総数の増加70,000株は新株予約権の行使によるものであります。

(注2) 自己株式の増加80,067株は会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引(ToS TNeT-3)による増加80,000株及び単元未満株式の買取りによる増加67株であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	175	28.00	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	61	10.00	2021年9月30日	2021年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの  
2022年6月28日開催の定時株主総会において次のとおり付議の予定であります。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	175	利益剰余金	28.00	2022年3月31日	2022年6月29日

3. 新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)に関する事項

(単位:株)

(決議)	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数			
		当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末
2018年3月30日開催 取締役会	普通株式	175,000	—	65,000	110,000
2019年3月28日開催 取締役会	普通株式	343,250	—	16,250	327,000

(注) 当連結会計年度における減少は、すべて行使及び失効によるものであります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については社債等の直接金融及び銀行借入等の間接金融による方針であります。将来的に外貨建債権債務等の為替変動リスクを回避し、回収時のキャッシュ・フローの安定化を図るためにデリバティブ取引をヘッジ手段として利用することを想定しておりますが、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当連結会計年度においてデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客を含めた取引先の信用リスクに晒されております。

借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（得意先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権に係る信用リスクについて、与信債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに主な信用状況を随時把握する体制を取っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引の執行・管理については、決裁権限を定めた社内規程に従って行い、格付けの高い金融機関と取引を行っております。なお、当連結会計年度においてデリバティブ取引は行っておりません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額59百万円）は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産並びに電子記録債権は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	626	547	△79

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	547	-	547

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性がないため記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2022年3月31日)
マニュファクチャリングサポート事業	18,674
情報通信機械器具製造業	5,882
電子部品・デバイス・電子回路製造業	3,792
電気機械器具製造業	2,784
その他	6,215
コンストラクションサポート事業	3,978
ITサポート事業	2,709
EMS事業	4,111
その他(注)	498
顧客との契約から生じる収益	29,971

(注) 「その他」の区分は、OA機器の買取・販売事業、障がい者支援事業及び海外事業721百万円、事業間の調整額△222百万円であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 「5. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の金額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2021年4月1日)	当連結会計年度末 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	3,516	3,759
契約資産	220	241
契約負債	8	8

契約資産は、マニファクチャリングサポート事業における業務請負契約及び人材派遣契約、コンストラクションサポート事業及びITサポート事業における人材派遣契約に係る請求日以後期末日までに充足した履行義務について、顧客に対して未請求となっているものであります。契約資産は、顧客に請求した時点で、売掛金に振り替えられ、概ね1ヵ月で決済されます。

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、8百万円でありま

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,090円90銭
1株当たり当期純利益	46円79銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

(自：2021年4月1日)  
(至：2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
特別償却 準 備 金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	その他利益 剰余金合計							
当 期 首 残 高	126	153	675	829	1	3	35	3,822	3,860	3,862
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	10	10		10					-	-
剰 余 金 の 配 当				-				△237	△237	△237
特別償却準備金の取崩				-		△1		1	-	-
当 期 純 利 益				-				212	212	212
自 己 株 式 の 取 得				-					-	-
当 期 変 動 額 合 計	10	10	-	10	-	△1	-	△24	△25	△25
当 期 末 残 高	136	164	675	840	1	2	35	3,797	3,835	3,836

	株 主 資 本		純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計	
当 期 首 残 高	-	4,817	4,817
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		21	21
剰 余 金 の 配 当		△237	△237
特別償却準備金の取崩		-	-
当 期 純 利 益		212	212
自 己 株 式 の 取 得	△124	△124	△124
当 期 変 動 額 合 計	△124	△128	△128
当 期 末 残 高	△124	4,689	4,689

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品 個別原価法

貯蔵品 最終仕入原価法

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 : 3年～31年

構築物 : 10年～15年

機械及び装置 : 2年～10年

車両運搬具 : 2年～6年

工具、器具及び備品 : 3年～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

### 業務請負契約

主に製造系企業からの業務請負であり、履行義務は、主として顧客へ物を引き渡した時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断しているため、具体的には、顧客に物を納品した時点で収益を認識しております。

履行義務充足後の通常の支払条件は、概ね1ヵ月以内に決済されており、重要な金融要素はありません。

### 人材派遣契約

主に製造系企業への人材の派遣であり、履行義務は、契約期間にわたり労働者を供給することであり、当該履行義務は、派遣人員の派遣期間の稼働実績に応じて充足されるものであり、収益は、当該履行義務が充足される期間において、人材派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

履行義務充足後の通常の支払条件は、概ね1ヵ月以内に決済されており、重要な金融要素はありません。

## (会計方針の変更に関する注記)

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる、当事業年度に係る計算書類に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、当事業年度に係る計算書類に与える影響は軽微であります。

## (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 207百万円

### 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 57百万円

短期金銭債務 21百万円

長期金銭債務 900百万円

## (損益計算書に関する注記)

### 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 2百万円

その他の営業取引高 614百万円

営業取引以外の取引による取引高 199百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	—	80,067	—	80,067

(注) 自己株式の増加80,067株は会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引(T o S T N e T - 3)による増加80,000株、単元未満株式の買取りによる増加67株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

長期未払金	58百万円
賞与引当金	17百万円
未払事業税	11百万円
減価償却超過額	10百万円
減損損失	8百万円
差入保証金償却額	6百万円
貸倒引当金(流動)	5百万円
関係会社株式評価損	3百万円
その他	3百万円
繰延税金資産小計	124百万円
評価性引当額	△76百万円
繰延税金資産合計	47百万円

繰延税金負債

特別償却準備金	△1百万円
繰延税金負債合計	△1百万円
繰延税金資産の純額	46百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱ワット・コンサルティング	100%	資金取引	資金の借入 (注)	500	長期借入金	500
子会社	㈱パートナー	100%	資金取引	資金の借入 (注)	130	長期借入金	130
子会社	デバイス販売 テクノ㈱	100%	資金取引	資金の借入 (注)	150	長期借入金	150
子会社	㈱サザンプラン	100%	資金取引	資金の借入 (注)	120	長期借入金	120

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間3年、担保は受け入れておりません。

## 2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称または氏名	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	小倉秀司	44%	当社取締役 会長	自己株式の取 得（注）	124	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）2021年8月11日開催の当社取締役会に基づき、自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）により取得しており、取引価格は取引前日の終値によるものであります。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）「5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	749円04銭
1株当たり当期純利益	34円00銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。